

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 医経008
- (2) 調達件名及び数量 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座における組み換え遺伝子改変動物(マウス)飼育・繁殖管理業務一式
- (3) 業務期間 2020年4月1日から2021年3月31日まで
- (4) 業務場所 受注者の保有する施設において行うものとする。

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) 仕様書受注者の資格及び条件を満たす者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係
電話番号：06-6879-3041
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和2年3月10日(木) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

仕 様 書

(一般事項)

1. 請負の表示 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座
における組み替え遺伝子改変動物(マウス)飼育・繁殖管理業務
2. 請負場所 受注者の保有する施設において行なうものとする。
3. 請負期間 2020年4月1日～2021年3月31日
4. 予定数量 1ヶ月あたり
飼育ケージ (80 ケージ内) 2400 ケージ
飼育ケージ (80 ケージ超) 20 ケージ
クリーンラック 2台
実験室使用 20時間
テールカット 60匹
CCI4 投与 10回
DEN 投与 10回
インナーケージおよび廃棄処理 10ケージ
輸送 4回
輸送箱 4箱
5. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
6. 代金の支払 請負代金は毎月支払うものとし、請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

(特記事項)

1. 受注者は、本仕様書により、本研究科消化器内科学講座から提供する実験動物 (マウス) を預かるものとし、請負期間中は別紙1 実験動物飼育管理業務詳細作業実施要領に基づき飼育管理業務を行い、研究の遂行に資するものとする。
2. 業務にあたっては、本研究科消化器内科学講座の本業務を取りまとめている管理責任者との協議により決定した事項に従うものとする。

3. 実験動物の飼育に必要な薬品・飼料・消耗品等は、受注者側において用意するものとする。
4. 本業務遂行のために必要な部屋、用具等は受注者側において用意するものとする。
5. 実験動物の飼育に使用するクリーンラックは本業務専用を使用するものとする。なお、1ラックあたり最大40ケージを使用することとする。
6. 飼育施設については、本学よりおおむね60km圏内であること。
7. 受注者は、1ヶ月分の飼育管理業務に伴う請負完了報告書及び受託飼育状況表を作成し、管理責任者の確認を受けた後、大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に提出するものとする。
8. その他詳細については、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

実験動物飼育管理業務詳細作業実施要領

1. 請負期間中は、下記の事項に留意し、適正な環境下において飼育管理するものとする。
 - ① 本学から提供する実験動物を SPF 環境下で飼育を行うこと。
 - ② 飼育環境は、以下の基準値の範囲に保つこと。

温度 $22 \pm 4^{\circ}\text{C}$

湿度 $60 \pm 20\%$
 - ③ ケージは汚れ・破損・漏れ等がなく、洗浄・滅菌された清潔なものを使用し、研究に支障がないようにすること。また、少なくとも週に1回は床敷交換を行うこと。

薬剤を投与した動物はインナーケージを用いて飼養し、次の床敷交換時にはインナーケージごと内容物を廃棄すること。
 - ④ 常に給餌の残量を点検し、不足量を補充すること。

また、少なくとも週に1回は交換を行うこと。
 - ⑤ 給水は、新鮮な市水を充填した給水瓶を使用し、常に水が不足することのないよう点検し、残量が少なくなった場合は給水瓶を交換すること。
 - ⑥ 常に動物の外観症状をチェックし、受注者において異常と判断したものについては管理責任者へ報告すること。
 - ⑦ 飼育用クリーンラック・飼育室及び関連区域の天井・壁・床は、飼育動物に影響が出ないように常に清潔に保ち、必要に応じ除塵・消毒すること。
 - ⑧ 管理責任者との協議に基づき、実験動物の交配・妊娠確認・分娩・哺育・離乳・育成・搬入・殺処分（安楽死）を行うこと。
 - ⑨ 本試験の過程の中で、実験動物に激しい苦痛、あるいは研究の遂行上適用できないと判断される著しい成長曲線の異常については、管理責任者に通報後 10 日間の猶予を持って、受注者により安楽死させる。
 - ⑩ 繁殖用ケージ及び雌雄別の離乳仔用ケージを設け、必要に応じて遺伝子解析用のテールカットを実施し、各動物が個体識別できるように、イヤープンチ等を行うこと。
 - ⑪ 実験動物の輸送については、専用クレート・専用空調車にて行うこと。
 - ⑫ 別紙 2 に基づいて年 3 回の微生物検査を実施し、微生物学的制御の確認を行うこと。

万一異常を検出した場合は、速やかに管理責任者へ報告し、対策を協議すること。また、対策後の経過について管理責任者へ報告を行うこと。
2. 上記の作業は、実験動物の飼育管理経験を有している者に行わせるものとする。

微生物検査項目(マウス)

血清反応	<i>Clostridium piliforme (Tyzzer's organism)</i>
	<i>Mycoplasma pulmonis</i>
	<i>Sendai virus</i>
	<i>Ectromelia virus</i>
	<i>Lymphocytic choriomeningitis virus</i>
	<i>Mouse hepatitis virus</i>
鏡検	<i>Pinworms</i>

備考：検査項目の変更が必要な場合は、大阪大学医学系研究科動物実験施設の指導に従い、管理責任者の承認を得た後行うものとする。

第2号様式

見 積 書

調達番号：医経008

調達件名：国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座
における組み換え遺伝子改変動物(マウス)飼育・繁殖管理業務

見 積 金 額

飼育管理費（80ケージ内）	1ケージ／1日あたり
金	円也
飼育管理費（80ケージ超）	1ケージ／1日あたり
金	円也
クリーンラック使用料	1台／1ヶ月あたり
金	円也
実験室使用料	1時間あたり
金	円也
テールカット	1匹あたり
金	円也
CCI4投与	1回あたり
金	円也
DEN投与	1回あたり
金	円也
インナーケージ及び廃棄処理	1回あたり
金	円也
輸送	1回あたり
金	円也
輸送箱	1箱あたり
金	円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

1. 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
2. 見積書の日付は、提出日を記載してください。
3. 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書(案)

請負の表示 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科消化器内科学講座における組み換え
遺伝子改変動物(マウス)飼育・繁殖管理業務

請負代金額

飼育管理費(80ケージ内)	1ケージ/1日あたり	
金	円也(うち消費税額及び地方消費税額	円)
飼育管理費(80ケージ超)	1ケージ/1日あたり	
金	円也(うち消費税額及び地方消費税額	円)
クリーンラック使用料	1台/1ヶ月あたり	
金	円也(うち消費税額及び地方消費税額	円)
実験室使用料	1時間あたり	
金	円也(うち消費税額及び地方消費税額	円)
テールカット	1匹あたり	
金	円也(うち消費税額及び地方消費税額	円)
CCI4投与	1回あたり	
金	円也(うち消費税額及び地方消費税額	円)
DEN投与	1回あたり	
金	円也(うち消費税額及び地方消費税額	円)
インナーケージ及び廃棄処理	1回あたり	
金	円也(うち消費税額及び地方消費税額	円)
輸送	1回あたり	
金	円也(うち消費税額及び地方消費税額	円)
輸送箱	1箱あたり	
金	円也(うち諸費税額及び地方消費税額	円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科 研究科長 森井 英一と受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 業務は、受注者の保有する施設において、これを行うものとする。
- 第5条 請負完了期限は、2021年3月31日とする。

第6条 受注者は、業務の完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科経理課外部資金第二係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 受注者は、発注者への事前の書面による承諾なく、この契約の履行の全部若しくは一部を第三者に委託し、又はこの契約によって生じる権利を第三者に譲渡してはならない。

第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

発注者 大阪府吹田市山田丘2番2号
国立大学法人大阪大学大学院医学系研究科
研究科長 森井 英一 印

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。